

離婚したときの手続

◇ 離婚したときの区役所での主な手続のご案内です。◇ 各手続の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

令和5年5月更新

200 ◇ 各手続の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。 🔻 🔻			神奈川区役所
手続が必要な場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
離婚届を提出 する	離婚届(協議離婚) ▽届出書には、成年の証人 2人の署名が必要です。 ※押印は任意	□離婚届 □戸籍謄本(本籍地が横浜市の方は必要ありません。) □夫・妻双方の印鑑(朱肉使用)※押印は任意 □本人確認資料*1	別館 1 階 107 番 戸籍課戸籍担当 411-7031
	離婚届 (調停離婚 又は 裁判離婚)	□離婚届 □調停調書の謄本(調停離婚)または裁判の 謄本及び確定証明書(裁判離婚) □申し立てを行った夫又は妻の印鑑(朱肉使用)※押印 は任意	
	申し立てを行った夫又は妻が、 離婚届 を提出してください。	和解・調停成立、認諾又は裁判確定の日から10日以内に	
離婚後も姓を変えず、 結婚中の姓を使いたい 場合	離婚の際に称していた氏を称 する届	□離婚の際に称していた氏を称する届 □戸籍謄本(本籍地が横浜市の方は必要ありません。) □印鑑(朱肉を使用する使用印)	
	離婚と同時に又は、離婚の日から3か月以内に提出してください。		
離婚に伴って住所を移動する場合は、	「引っ越しの手続」をご覧ください。		別館 1 階 103 番
離婚した夫婦の 住民票を別世帯にする	住民異動届 (世帯分離)	□届出人の本人確認資料 ^{※1} ▽代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続きする場合 は「委任状」と代理人の本人確認資料をお持ちください。	戸籍課登録担当 411-7034

離婚により氏名変更した場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
氏名変更前の旧姓で印鑑登録をしている (姓ではなく名だけの印鑑で登録していた場合を除く)	要ですので、詳細はお問い合わせください。		別館 1 階 103 番
マイナンバー(個人番号)カード又は 住 民基本台帳カードを持っている	本台帳カードの記載事項変更	□ マイナンバーカード ☆暗証番号の □ 住民基本台帳カード 入力が必要です。	戸籍課登録担当 411-7034
電子証明書の発行 を受けている	これまでの電子証明書は失効し 改めて電子証明書の発行申請を	.ます。 する場合はお問い合わせください。	
国民年金に加入している (1号被保険者)	年金の氏名変更手続	原則届出は不要です。	別館 1 階 153 番 保険年金課国民年金係 411-7121
国民年金を受給 している	年金事務所に届け出てください	。(年金受給権者氏名変更届)	鶴見年金事務所 521-2641
右欄の被保険者証、手帳、受給者証等を持っている場合には、氏名変更届等がそれぞれ必要です。	横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証 □届出人の本人確認資料 ^{※1} ▽代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続きする場合は「委任状」と代理人の本人確 認資料をお持ちください。		別館 1 階 151 番 保険年金課保険係 411-7124
	後期高齡者医療被保険者証、重度障害者医療証		別館 1 階 152 番 保険年金課給付担当 411-7126
	【18 歳以上の方】身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)障害福祉サービス受給者証、 自立支援医療受給者証(更生医療) 特定医療費(指定難病)医療受給者証は 411-7097		別館 3 階 301 番 高齢・障害支援課 411-7114
	【18 歳未満の方】 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)障害福祉サービス受給者証		別館 3 階 305 番 こども家庭支援課 411-7113
	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神科通院医療)		別館 3 階 302 番 高齢・障害支援課 411-7115
	自立支援医療受給者証(育成医療)、小児特定疾患医療給付支給決定通知書		別館 3 階 304 番 こども家庭支援課 411-7112
医師、看護師、薬剤師、調理師等の免 許証を持っている	籍訂正·免許証書換交付申請、 名簿訂正申請	お問い合わせください。	本館 2 階 204 番 生活衛生課食品衛生係 411-7141
犬を飼っている	飼い犬の登録事項変更届	▽ 必要な持ち物はございません。 窓口で手続をしてください。	本館 2 階 205 番 生活衛生課環境衛生係 411-7143
125cc 以下のバイクを持っている	原動機付自転車登録変更(氏 名変更)の届出	□ 標識交付証明書 □ 本人確認資料 (運転免許証など)	本館 3 階 324 番 税務課 411-7049

離婚により扶養関係に変更がある場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
厚生年金加入者の被扶養配偶者(3 号)で あった方	国民年金被保険者資格取得· 異動届(申出書)	□年金手帳又は基礎年金番号通知書 □社会保険資格喪失証明書	別館 1 階 153 番 保険年金課国民年金係 411-7121
配偶者の健康保険の被扶養家族であった方が、横浜市国民健康保険に加入する場合	国民健康保険資格取得届	□健康保険資格喪失証明書 □届出人の本人確認資料*2 ▽代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続する場合は 「委任状」もお持ちください。	別館 1 階 151 番 保険年金課保険係 411-7124

お子さんがいる方が離婚した場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
離婚届を出しただけではお子さんの	戸籍は変わりません。お子さん	の戸籍の変更については、担当窓口にお尋ねください。	別館 1 階 107 番 戸籍課戸籍担当 411-7031
小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する。または加入している健康保険を変更する。(ひとり親家庭等医療費助成を受ける場合を除く)	小児医療保護者変更届 小児医療加入保険変更届	□小児医療証 □お子さんの健康保険証	別館 1 階 152 番 保険年金課 給付担当 411-7126
児童手当を受給する保護者を変更する	新たに受給者になる方によ る請求手続	□請求者名義の銀行預金通帳 □個人番号確認書類 □本人確認資料 ^{※2} ※別途必要な書類を案内する場合があります。	別館 3 階 304 番 こども家庭支援課 411-7112
特別児童扶養手当を受給する保護者 を変更する	受給者を変更する場合は、新たに受給者となる方による請求手続が必要です。(所得制限があります。)	□ 戸籍全部(個人)事項証明書 (戸籍謄抄本) ^{※3} □ 請求者名義の通帳 (郵便局または銀行)	別館 3 階 305 番 こども家庭支援課 411-7113
ひとり親家庭になった場合 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で政令に定める程度の障害のある児童を養育している父または母)	児童扶養手当の請求 (所得制限があります。)	□ 戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)**3 □請求者名義の銀行預金通帳 □請求者の印鑑(朱肉使用) □年金特別便や年金手帳など年金番号の分かるもの □個人番号確認書類 □本人確認資料**2 **家庭状況により、その他の書類が必要になる場合があります。	別館 3 階 305 番 こども家庭支援課 411-7113
	特別乗車券・JR 通勤定期割引 の申請 (児童扶養手当認定後の 手続)	□児童扶養手当証書 □利用する方の写真	別館 3 階 304 番 こども家庭支援課 411-7112
ひとり親家庭になった場合 (ひとり親家庭とは、18歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある児童、20 歳未満で政令に定める程度の障害のある 児童又は20歳未満で高等学校等に在学中 の児童を養育している父子家庭又は母子 家庭のことをいいます。右の各行政サービ スを受けるには保護者の所得制限があり ます。)	ひとり親家庭等医療費助成の申請 (対象者には横浜市(親)福祉 医療証が交付されます。) 水道料金基本料金相当額減免申請書用紙をもらう	□健康保険証(対象となる全員分) □児童扶養手当証書 (児童扶養手当が支給される家庭のみ) □前々年分所得証明書 (申請月により、不要な場合もあります。) □戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (児童扶養手当が支給されない家庭のみ)	別館 1 階 152 番 保険年金課給付担当 411-7126
	水道料金の詳細は水道局お客さまサービスセンター(847-6262)にお問い合わせください。 ひとり親医療費助成の対象となると、小児医療費助成の対象外になりますので、 小児医療証をお持ちの場合は返却 してください。 粗大ごみ処理手数料減免申請は、粗大ごみ受付センター(0570-200-530、IP 電話、PHS は 045-330-3953)にお問い合わせください。		411-7120
福祉保健に関することを相談したい	くらしのこと、子どものこと等について、ソーシャルワーカーと保健師が相談に応じます。		別館 3 階 305 番
母子家庭等への「修学資金」などの貸付けを受けたい。	母子父子寡婦福祉資金	詳細はお問い合わせください。	こども家庭支援課 411-7113
保育所等お手続き	お問い合わせください	詳細はお問い合わせください。	別館 3 階 303 番 こども家庭支援課 411-7157

- ※1 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)。その他については、お問い合わせください。※2 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カード(写真付)。その他についてはお問い合わせください。
- ※3 写し及び証明書は無料交付が受けられます。各証明書発行窓口へお申し出ください。

- ☆ 区役所以外の主な手続 ☆ -

〇 国民年金・国民健康保険以外の社会保険関係(氏名・住所変更、扶養関係、厚生年金・共済年金の離婚分割等)については、勤務先や年金事務所又は全国健康保険協会の 各都道府県支部にお問い合わせください。

〇 氏名変更・住所変更した場合

項目	主な問い合わせ先
公共料金(電気・ガス・水道等)	各事業者の営業所など
電話(NTT、市外電話サービス)	最寄りの電話局、市外電話サービス業者
NHK 受信契約	0570-077-077(ナビダイヤル)
クレジットカード	クレジット会社
生命保険	生命保険会社
簡易保険	郵便局の保険担当窓口
不動産	地方法務局(神奈川区は神奈川出張所)

項目	主な問い合わせ先
預貯金	預入金融機関
株式	会社、信託銀行、証券会社等
パスポート	パスポートセンター(045-222-0022)
運転免許証	最寄りの警察署(神奈川区は神奈川警察署 441-0110)
自動車	陸運支局事務所(普通自動車、125cc 超二輪車) 軽自動車協会(軽自動車) 自動車保険は保険会社

◎手続の際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)などが必要になる場合があります。提出先に「誰」の「どんな証明」が必要かを確認の上、 証明書を請求されるようにお願いします。

▶ 代表的な項目について掲載しています。必要な手続は各々違いますので、各窓口にお問い合わせください。